

## 『日本外交文書』に見える高島炭坑関係資料索引

崔, 泰縞  
九州大学経済学部研究生

<https://doi.org/10.15017/13576>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 3, pp.68-71, 1974-05-27. エネルギー史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 『日本外交文書』に見える高島炭坑関係資料索引

崔 泰 鎬

文)

『日本外交文書』に見える高島炭坑関係の資料としては、高島炭坑の政府買収に関する件（第七巻）、高島炭の直輸出問題に関する件（第十一巻）および高島炭坑に関する英商社訴訟事件（第十一巻および第十二巻）などがある。

これらの諸件に関する資料の中で、主要なものと思われる文書項目を件別に整理して索引を作成すると次の如くである。

一、高島炭坑の政府買収に関する件

『日本外交文書』第七巻の（事項九）には、高島炭坑の政府買収に関する顛末が詳細に収録されている。これに関する主な文書項目としては、次のようなものが見える。

項目番号二百九十四

明治七年一月十二日「グロヴァ」商会破産管財人「フォン・デル・ポット」より高島出張上野外務少輔宛

「明治六年十二月二十七日調印ノ高島炭坑ニ関スル約定施行ノ用意アル旨申出ノ件」（英文および和訳文）

『日本外交文書』第七巻、五百三十八〜五百三十九頁

項目番号二百九十七

明治七年一月十五日「グロヴァ」商会破産管財人「フォン・デル・ポット」より吉井鋳山頭宛

「高島炭坑引渡シニ関スル約定中和蘭国人側ニ於テ不履行ノ箇条アル由ノ処右ニ関シ商議方了承ノ旨回答ノ件」（英文および和訳

項目番号二百九十九

明治七年一月十七日「グロヴァ」商会破産管財人「ポット」より高島出張上野外務少輔宛

「高島炭坑引渡シニ際シ其ノ修繕費支払方申出タルモ工部省側之ヲ受諾セサリシ旨通報ノ件」（英文および和訳文）

『同上』第七巻、五百四十六〜五百四十九頁。

項目番号三百

明治七年一月十七日工部省代理「デビトソン」と「グロヴァ」商会破産管財人「ポット」との間の約定

「高島炭坑引取ニ関シ細則取極ノ件」（英文および和訳文）

『同上』第七巻、五百五十〜五百五十二頁。

項目番号三百三

明治七年一月十九日「グロヴァ」商会破産管財人「ポット」より高島出張上野外務少輔宛

「高島炭坑引渡シ一件無事落着セルニ付謝意表明ノ件」（英文および和訳文）

『同上』第七巻、五百五十四〜五百五十五頁。

項目番号三百四

明治七年一月十九日吉井鉦山頭と「グロウア」商会破産管財人「ポット」との調印せる証書

「高島炭坑買収執行ノ件」(英文および和訳文)

『同上』第七卷、五百五十五〜五百五十八頁。

項目番号三百五

明治七年一月十九日高島出張上野少輔より寺島外務卿宛(電報)  
「高島炭坑受取方終了ノ旨報告ノ件」

『同上』第七卷、五百五十八頁。

項目番号三百九

明治七年一月二十六日英蘭各公使より寺島外務卿宛

「高島炭坑買収代価ヲ和蘭商社代人「ピストリウス」ニ払渡シ方依頼ノ件」(英文および和訳文)

『同上』第七卷、五百六十一〜五百六十二頁。

項目番号三百十二

明治七年一月二十九日寺島外務卿より英蘭各公使宛

「高島炭坑買収代価ヲ和蘭商社代人「ピストリウス」ニ払渡シタル旨等回答ノ件」

『同上』第七卷、五百六十四頁。

項目番号三百十三

明治七年一月三十日(仮)高島出張上野外務少輔記(推想)  
「高島炭坑買収願末書」

『同上』第七卷、五百六十四〜五百六十六頁。

二、高島石炭の直輸出問題に関する件

『日本外交文書』第十一卷の「八事項十九」には、明治七年三月から同十一年七月に至るまでの高島石炭直輸出問題、つまり長崎を経由することなしに、高島より石炭を直船積輸出して欲しいという内容の独逸公使申出の件に関する願末資料が見える。

この件に関する主な文書項目を体系的に整理して見ると、次の如くである。

項目番号百九十四

明治十一年二月七日寺島外務卿より三条太政大臣宛

「高島石炭輸出ノ儀ニ付独逸公使往復願末上申ノ件」

『同上』第十一卷、四百二〜四百十三頁。

△附属書一▽明治十年十一月二十八日付独逸公使「フォン・アイゼンデッヘル」より寺島外務卿宛書翰

『同上』第十一卷、四百三〜四百四頁。

△附属書二▽明治十一年一月三十一日付寺島外務卿より独逸公使「フォン・アイゼンデッヘル」宛返翰

『同上』第十一卷、四百四頁。

(附記一)明治七年三月十四日付寺島外務卿より三条太政大臣宛

「高島石炭之儀ニ付在上海品川領事ヨリ建言ニ付伺」

『同上』第十一卷、四百四〜四百八頁。

(別紙一、二、三)明治七年一月一日付在上海品川領事より寺島外務卿宛建言(国産石炭の対清国直輸出に関する

建言)

『同上』第十一卷、四百五〇～四百八頁。

(附記三) 明治七年九月二十四日於外務省寺島外務卿独逸公使

「フォン・ブランド」 応接記 (高島石炭直船積輸出問題  
に関する対談)

『同上』第十一卷、四百九頁。

(附記四) 明治八年一月十八日於外務省寺島外務卿独逸公使

「ブランド」 応接記 (高島石炭直船積輸出問題に関する  
対談)

『同上』第十一卷、四百九〇～四百十頁。

(附記六) 明治八年七月二十二日於外務省寺島外務卿独逸公使

「フォン・ホルレーベン」 応接記 (高島石炭直船積輸出  
問題に関する対談)

『同上』第十一卷、四百一〇～四百一十二頁。

(附記七) 明治八年八月十四日於外務省寺島外務卿独逸公使

「ホルレーベン」 応接記 (高島石炭直船積輸出問題)

『同上』第十一卷、四百一十二～四百一十三頁。

項目番号百九十五

明治十一年七月九日寺島外務卿より伊藤内務卿宛

「高島石炭海外直輸出免許ニ関スル件」

『同上』第十一卷、四百十四頁。

三、高島炭坑に関する英商社訴訟の件

『日本外交文書』第十一卷および第十二卷の八事項十九ノには、  
「ジャルゼイン・マテソン」会社の出訴件 (高島炭坑に設置してい

る器械使用差留願) をめぐる英国公使「パークス」と寺島外務卿との間に往來した書翰、同訴訟件を取扱っていた各級裁判所 (東京裁判所、東京上等裁判所、大審院) の意見書などが見える。つまり、英国公使「パークス」は、「ジャルゼイン・マテソン」会社側の申出書 (英国公使宛) を根拠として、同訴訟件についての日本法廷の取扱方に対し抗議の意を表明した寺島外務卿宛の書翰と、これに対する寺島外務卿の返翰および各級裁判所の辨明書などが収録されている。これらに関する主な文書項目を見ると次の如くである。

項目番号百九十六

明治十一年四月十一日寺島外務卿より三条太政大臣宛

「英国人詞訟ニ付東京裁判所其他ノ法廷取扱上ニ対シ同国公使ヨリ苦情申出候儀ニ付上申ノ件」

『同上』第十一卷、四百十四～四百二十頁。

△附属書ノ明治十一年三月二十八日付英国公使「パークス」より

寺島外務卿宛書翰 (和訳文)

『同上』第十一卷、四百十五～四百二十頁。

項目番号百九十七

明治十一年十一月一日大木司法卿より三条太政大臣宛

「高島炭坑ニ関スル詞訟一件ニツキ東京裁判所意見書進達ノ件」

『同上』第十一卷、四百二十一～四百二十二頁。

△附属書ノ明治十一年十月二十三日付東京裁判所池田判事より大

木司法卿宛

「英国公使論駁ノ書翰ニ対スル辨明書」

『同上』第十一卷、四百二十一～四百二十二頁。

項目番号百九十八

明治十一年十一月二十一日大木司法卿より三条太政大臣宛

「高島炭坑ニ関スル詞訟一件ニツキ大審院長及東京上等裁判所長意見書進達ノ件」

『同上』第十一卷、四百二十三〜四百三十一頁。

△附属書一▽明治十一年十一月十八日付大審院長玉乃世履より大

木司法卿宛

「英国公使ヨリ寺島外務卿ニ送リシ書翰中大審院ニ関セシ疑問ニ付テノ辨明」

『同上』第十一卷、四百二十四〜四百二十九頁。

△附属書二▽明治十一年十一月十九日付東京上等裁判所長西成度

より大木司法卿宛

「英国公使ヨリ寺島外務卿ニ送リシ書翰中東京上等裁判所ニ

関セシ疑問ニ付テノ辨明」

『同上』第十一卷、四百二十九〜四百三十一頁。

項目番号二百二十八

明治十二年二月三日英国公使「パークス」より寺島外務卿宛

「ジャルヂイン・マテソン」会社ヨリ後藤象二郎ニ係ル炭坑器械使用差止願ノ件ニツキ同社申出書差送ノ件」

『同上』第十二卷、三百七十七〜三百七十八頁。

△附属書▽明治十二年一月二十九日付「ジャルヂイン・マテソン

会社ヨリ「パークス」宛

「ジャルヂイン・マテソン」会社申出書（和訳文）

『同上』第十二卷 三百七十八頁。

項目番号二百二十九

明治十二年二月六日寺島外務卿より英国公使「パークス」宛

「ジャルヂイン・マテソン」商社ノ申出ニ対シ回答ノ件」

『同上』第十二卷、三百七十八〜三百七十九頁。

# 福岡県史

一卷〜四巻（全八冊）

＜覆刻版＞ 福岡県発行

定価一揃 三〇、〇〇〇円

第一巻（上下二冊）	福岡県全域（筑前、筑後、豊前）	分売致しません（在庫少数）
第二巻（上下二冊）	古代・中世（安土・桃山時代まで）	分売価格 一、二、〇〇〇円
第三巻（上中下三冊）	近世（幕領唐津領、中津領、対島領）	分売価格 四、〇〇〇円
第四巻	明治維新	分売価格 四、〇〇〇円
	福岡、秋月、久留米、柳川、三池、香春、豊津、千束各藩	分売価格 四、〇〇〇円

財団法人

西日本文化協会